

認知症疾患医療センターにおけるかかりつけ医との連携のあり方について

狩野 悠¹⁾ 神澤 孝夫²⁾ 美原 盤³⁾

- 1) 公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院 認知症疾患医療センター
- 2) 公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院 認知症疾患医療センター長
- 3) 公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院 院長

[はじめに]平成 28 年 4 月、群馬県からの委託により認知症疾患医療センター(以下、センター)を開設した。当院は脳・神経疾患専門病院であり、センターは鑑別診断を主たる機能としており、かかりつけ医との連携を実践している。今回、かかりつけ医との連携において課題を感じたため、その現状と要因について調査し、連携のあり方について検討した。

[対象・方法]平成 29 年度の総受診患者数と診断者数、かかりつけ医の有無と診療情報提供書持参者数、非持参の場合の理由について調査した。また、診療情報提供書を持参しセンターで鑑別診断後、かかりつけ医が「認知症療養指導料」を算定するために必要なセンター宛の診療情報提供書返信医療機関数について調査した。

[結果]昨年度の総受診患者数は 514 人、診断者数は 436 人であった。うち、かかりつけ医からの診療情報提供書持参者数は 206 人、非持参者数は 230 人であった。非持参者のうち、かかりつけ医がいた患者は 150 人であり、その理由は「かかりつけ医に知られたくない」や「かかりつけ医から診療情報提供書がなくても受診できると言われた」などであった。また、かかりつけ医からセンター宛の診療情報提供書返信医療機関数については、紹介のあった 92 医療機関のうち、わずか 15 医療機関から発行されているのみであった。これは、特殊疾患療養管理料等との同時算定が認められていないことが主な理由であると考えられる。

[考察]認知症疾患医療センターは認知症に関する地域の専門医療機関であり、認知症患者を地域で支えていくためには、センターとかかりつけ医との連携は必須である。今後は認知症疾患医療センターの機能をさらに発揮するため、かかりつけ医や地域住民を対象とした啓発活動に力を入れていく。さらに、センターとかかりつけ医との連携を促進する認知症療養指導料については、算定要件緩和が必須であると考えられる。